

# 「矯正教育プログラム(薬物非行)」の質的分析に向けて：

## 導入の背景とプログラム実施例の概要\*

平井 秀幸<sup>†</sup>      南 保輔

### 論文要旨

平成24年度から実施されている「矯正教育プログラム(薬物非行)」の導入の背景を論じ、X女子少年院におけるフィールド調査をもとにその実施例の概要を報告した。調査では、少年と職員へのインタビューやプログラムのビデオ記録に基づく観察などが行われた。中核プログラムであるグループワークと、選択的プログラムであるミーティングとアサーションのビデオ記録が収集された。

調査結果を踏まえて、今後の質的分析のポイントについて試論的検討を行った。少年や職員の意味世界とその変化や多様性についての知見が期待される一方で、保護者プログラムといった、調査の及ばなかった側面の指摘も行った。最後に、比較対照実験といった、大規模な量的調査と筆者らの質的調査の相違についても論じた。

キーワード：矯正教育プログラム(薬物非行)、薬物依存、少年院処遇、グループワーク、ミーティング、アサーション

### 目次

- 1 はじめに (平井秀幸)
- 2 矯正教育プログラム(薬物非行)とはなにか (平井秀幸)
- 3 調査対象プログラムの概要 (南 保輔)
- 4 矯正教育プログラム(薬物非行)の質的分析に向けた論点 (平井秀幸)
- 5 おわりに (南 保輔)

## 1 はじめに

本論文は、薬物非行を対象とした新しい少年院処遇プログラムとして平成24年度から一部の少年院において実施されている「矯正教育プログラ

ム(薬物非行)」について、その詳細と筆者らによるフィールド調査の概要を報告し、それを踏まえて今後のデータ分析に向けた論点の所在を検討しようとするものである。

近年、少年矯正をめぐる政策動向があわたださを増している。2009年4月に発生した広島少

<sup>†</sup>四天王寺大学 hide\_h\_hdyk@hotmail.com

少年院における一連の不適正処遇事案を受け、「広島少年院不適正処遇事案対策委員会」が法務省矯正局内に設けられたことに加え、広く国民の視点に立ち、関連領域の専門家の視点を含む様々な角度から少年矯正改革のあり方を検討するための「少年矯正を考える有識者会議」（2009年12月）が設置された。「少年矯正を考える有識者会議提言」（2010年12月）における少年矯正改革に向けた論点は多岐に渡ったが、そこにおいて適正かつ有効な処遇を支えるための法的基盤整備の必要性が指摘されたこと等を受け、1949年の施行以降現在まで抜本的な改正を経ずにきた少年院法の全面改正に向けた動きが加速することになった<sup>1)</sup>。

今次の少年院法改正をめぐることは、再非行防止に向けた処遇の充実強化、在院（所）者の権利義務関係の明確化、社会に開かれた施設運営の推進、といった種々の特徴が挙げられるが、本論文の趣旨に鑑みて重要なのは、第24条第3項第2号において、「麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存がある」在院者に対する生活指導は、その事情の改善に資するよう特に配慮しなければならない、とされている点であろう。少年院法改正案においては、これまで通達・通知等による行政面での規定に依存していた生活指導をはじめとする矯正教育の目的・内容を法的に明示することが意識されており、そこに薬物依存に対する処遇の重要性が明記されたことは注目に値する。平成23年版犯罪白書において（法務総合研究所 2011）、特に男子の薬物非行に関して少年院出院後の再犯が多くみられることが指摘されているように、少年矯正において薬物処遇の充実には火急の課題のひとつとなっていると理解できよう。

本論文で検討対象とする矯正教育プログラム（薬物非行）は、そうした少年矯正における薬物

処遇の充実に向けた、ひとつの具体的実践のあらわれとみることができる。筆者らは、2013年6月より、「矯正施設における教育」研究会による調査の一環として、X女子少年院において矯正教育プログラム（薬物非行）のフィールド調査を実施している（現在も継続中）。本論文では、第一に、矯正教育プログラム（薬物非行）が導入された経緯と背景、プログラムの概要と特徴を論じ（第2節）、第二に、筆者らの実施したフィールド調査の詳細とそこで収集されたデータについて述べる（第3節）。そのうえで、第三に、筆者らの調査で得られたデータをもとに矯正教育プログラム（薬物非行）の分析を進めていくうえで、どのようなポイントが重要な論点になりうるかについて試論的検討を行う（第4節）。最初に注意を促しておきたいのは、（後でも述べるように）筆者らの調査は現時点において依然として継続中であり、本論文は経験的データをもとにした矯正教育プログラム（薬物非行）の分析にまで踏み込むものではない、ということである。その意味で、以下の議論は本格的な矯正教育プログラム（薬物非行）の経験的分析に向けた試論的性格を担うものと理解される必要がある。

## 2 矯正教育プログラム（薬物非行）とはなにか

矯正教育プログラム（薬物非行）は、薬物非行に焦点をあてた体系的な少年院処遇としては、幾つかの点において新しい試みのひとつである。平成24年度から、「指導重点施設」（後述）として指定された全国4か所の少年院において、認知行動療法を中核とする再非行防止プログラムとして先行的な実施が開始されている。本節においては、そうした矯正教育プログラム（薬物非行）の導入の経緯や背景、プログラムの概要や特徴等を

整理して提示する。

## 2.1 導入の経緯と背景

矯正教育プログラム（薬物非行）の導入経緯については、おもに行政的な観点からなされたいくつかの整理がすでに存在する（川島 2012, 大島・伊藤 2012, 伊藤 2013）。その端緒は、広島少年院不適正処遇事案の発生等をふまえ、行政運営・施設機能・処遇環境の改善・充実等をめざして各界の有識者をメンバーに設立された「少年矯正を考える有識者会議」の提言（2010年12月）の中で、「薬物非行や性非行等に焦点を当て、非行態様別の指導重点施設を指定するなどの取組みが有効」（少年矯正を考える有識者会議 2010：23）と明記されたことであると考えられよう。提言を受けて、2011年6月には「矯正教育プログラム（薬物非行）開発会議」が発足することになった。同会議には、薬物依存治療を専門とする精神科医らを中心とした外部メンバーのほか、東京矯正管区や東京近郊の少年施設職員が参加し、2011年6月から2012年3月にかけて、3回の全体会と作業課題別の分科会が数回実施された。ここでは、少年指導用プログラムの策定、プログラムの対象者選定方法および効果測定方法の整備、保護者向けプログラムの策定、保護観察所等との連携方策の検討、等の、矯正教育プログラム（薬物非行）に関わるほぼすべての重点課題が議論・検討されることになった。その意味で、矯正教育プログラム（薬物非行）は、「少年矯正を考える有識者会議」から「矯正教育プログラム（薬物非行）開発会議」へと至る今次の少年矯正改革の流れの中に位置づけて理解されるべきものである。

しかし、矯正教育プログラム（薬物非行）を、これまでの少年院処遇を一新する薬物処遇と理解することは誤解を生みかねない。第一に、2005

年の監獄法改正に伴って刑事施設において制度化された「特別改善指導（薬物依存離脱指導）」は、矯正教育プログラム（薬物非行）と同様に認知行動療法にもとづく体系化された「標準プログラム」に依拠するものであり（平井 2013）、成人矯正での経験が少年院における体系的プログラム導入の土台となったと同時に、その必要性を認識させるものになったと考えられている（大島・伊藤 2012）。犯罪対策閣僚会議によって2012年7月に発出された「再犯防止に向けた総合対策」においては、平成24年度および平成25年度工程表の中に刑事施設における薬物依存離脱指導の充実強化と並んで、少年院における矯正教育プログラム（薬物非行）の開発・実施・充実等が明記されている。そうした位置づけからも、矯正教育プログラム（薬物非行）の導入は、標準化された認知行動療法的プログラムの導入・展開という、（少年矯正に留まらない）近年の日本の施設内薬物処遇全体を特徴づける動向の一側面として理解される必要がある。第二に、矯正教育プログラム（薬物非行）は、従来の少年矯正実践と切断された、完全に「新規」な教育プログラムではなく、むしろ従来から個々の少年院において実施されてきた薬物処遇（問題群別指導）や、その他の少年院処遇の蓄積を背景としたものである、という点に留意する必要がある。大島・伊藤（2012）によれば、矯正教育プログラム（薬物非行）を特徴づける認知行動療法に関しても、必ずしも矯正教育プログラム（薬物非行）においてはじめてトップダウン的に組み入れられたものではなく、「法務教官の伝統的・基本的なアプローチに科学的な裏付けを与えてくれるものとして考えるべき」（大島・伊藤 2012：35）とされている。そもそも、認知行動療法的プログラムそれ自体は、SST等をはじめとして、1990年代より少年矯正の中に

徐々に導入されてきており、それ以前の伝統的青少年矯正とのあいだに単純な「断絶」のみを読み込むことには慎重でなければならない(伊藤・仲野・平井 2012)。

小括すれば、矯正教育プログラム(薬物非行)は、成人矯正や薬物処遇以外の少年院処遇との密接な関連性を持ちつつ、より直接的には近年の少年矯正改革の中で行政的な整備をみた、認知行動療法を中核とする体系化された処遇プログラムであるといえよう。

## 2.2 矯正教育プログラム(薬物非行)の概要

すぐ上で述べたように、認知行動療法を「中核」とし、「体系化」された処遇プログラムである矯正教育プログラム(薬物非行)は、施設内処遇向けの少年指導用プログラムを中心としながらも、保護者向けプログラム、保護観察等社会内処遇との連携、アセスメントと評価といったさまざまな関連要素を含んで成立している。以下では、「矯正教育プログラム(薬物非行)開発会議」を経て策定されたプログラムの概要を記す。

### 2.2.1 少年指導用プログラム

#### A 中核プログラム：認知行動療法にもとづくリラプス・プリベンション

矯正教育プログラム(薬物非行)の少年指導用プログラムでは、認知行動療法の一類型であり、物質使用の治療に効果的とされる「リラプス・プリベンション」にもとづく、グループワークを主体とした12回のプログラムを「中核プログラム」と規定している<sup>2)</sup>。中核プログラムでは、「矯正教育プログラム(薬物非行)開発会議」のメンバーでもある精神科医の松本俊彦を中心に作成された「SMARPP (Serigaya Methamphetamine

Relapse Prevention Program)」をたたき台とする教材「J.MARPP」が使用されている。「SMARPP」の土台であるマトリックス・モデルは、海外で一定のエビデンスがあるとされているほか、刑事施設での薬物依存離脱指導における「薬物依存回復プログラム」に代表されるように、すでにいくつかの矯正施設で実施された実績を有している。

#### B 選択的プログラム

薬物使用には世界的に見ても共通する原因(リスク)が特定されていない、という理解(川島 2012)から、「青少年の薬物使用の背景には、共通して、家族環境やそれ以外の対人関係に起因する安定的な関係性の欠如がある」(川島 2012: 36)との仮説的前提を置き、その観点から分類された「背景要因(過去)」、「薬物使用という問題行動(現在)」、「出院後の生活設計(未来)」という三つの要素にもとづいて作成されたのが選択的プログラムである。

選択的プログラムには、上記三つの各要素につき複数の教育技法が用意されており、その中から「少年院において従来から実践が行われ、ノウハウが蓄積されている教育やその必要性から新たに取り入れるべき教育を選択」(伊藤 2013: 278)できるようにしている。つまり、各少年院は、従来より実施されていた教育内容や職員配置等の現実的な実現可能性を鑑み、各要素から個々の教育技法を選んで、施設の特徴を活かした矯正教育プログラム(薬物非行)を実施することができるのである。選択的プログラムの詳細を表2-1として記す。

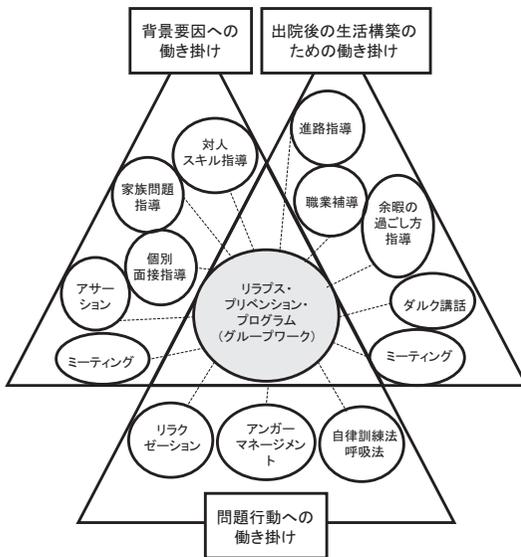
選択的プログラムの存在は、矯正教育プログラム(薬物非行)に、「SMARPP」やその他類似のプログラムと区別される矯正独自の薬物処遇プロ

表 2-1 選択的プログラム  
(川島 (2012) 図 1 より作成)

選択的 プログラム	主として背景要因に焦点を当てたもの	○対人スキル指導 ○家族問題指導 ●アサーションを中心とした対人トレーニング ●固定メンバーによる継続的な集会 (ミーティング) ●個別面接指導 (又はカウンセリング)
	主として問題行動 (薬物依存) に焦点を当てたもの	●自律訓練法・呼吸法 ●アンガーマネジメント ●リラクゼーション
	主として生活設計に焦点を当てたもの	○進路指導 ○職業補導 ●余暇の過ごし方 (薬以外の楽しみ探し) 指導 ●固定メンバーによる継続的な集会 (ミーティング) ●ダルク講話 (回復の先行く人からの講話)

○ : 全施設共通 ● : 指導重点施設

図 2-1 中核プログラムと選択的プログラムの関係性  
(川島 (2012) 図 1 より作成)



グラムとしての性格を与えている。矯正教育プログラムの土台に「SMARPP」やマトリックス・モデルが存在することは確かだが、マトリックス・モデルが通院患者を想定したものであるため、少年矯正への導入に際しては当初より施設内処遇向けのアレンジが必要だと認識が存在して

いた (大島・伊藤 2012 : 38)。また、表 2-1 に示されたように、選択的プログラムの中には、従来から少年院において実施されてきた教育プログラムが数多く配備されることになった (伊藤 2013 : 278)。こうしたことから、矯正教育プログラム (薬物非行) には従来の少年矯正との——前項で述べたような——実践的連続性を見出すことができる。

中核プログラムと選択的プログラム (両者をあわせて「包括的プログラム」という) の関係性を図 2-1 として記す。また、包括的プログラムの詳細については、次節において X 女子少年院のプログラムを事例に、より踏み込んだ議論を行う。

### 2.2.2 保護者向けプログラム

矯正教育プログラム (薬物非行) の特徴のひとつは、少年だけでなく保護者を対象としたプログラムを盛り込んでいる点である。保護者向けプログラムは、対象少年の保護者に伝えるべき内容についてまとめた保護者用副読本を共通のテキストとしながら、その実施方法については、表 2-2 に

表 2-2 保護者向けプログラムの指導計画（川島（2012）の図 2 より作成）

回	テーマ	内容	方法	
			重点施設	非重点施設
導入期 (主として新入期)	(新入時保護者会等の機会を利用し、保護者との関係構築を図る)			
第 1 回 (主として中間期前期)	薬物依存症とは (副読本第 1 回)	・薬物依存の仕組み ・薬物をやめることは本人の意志だけでは難しいこと等	保護者講習会 個別面談	保護者講習会 又は個別面談
第 2 回 (主として中間期後期)	お子さんへのかかわり方 (副読本第 2 回)	・子どもとの良好なコミュニケーションの在り方 ・回復のためには、子どもの自律を促すことが大切であること等	(外部講師による)保護者講習会 質疑応答(家族会ミーティング) 個別面談	保護者講習会 又は個別面談
第 3 回以降	回復支援	出院後に保護者がとるべき対応等	/	個別面談
仮退院当日	回復支援	今後の保護者の対応について		(確切的な声掛け程度でも可)

示した指導計画にもとづき、各施設の事情に応じた柔軟な運用がなされている。

保護者用副読本は、「薬物依存症とは」、「お子さんへのかかわり方」、「個別相談（の際に利用される保護者記入用ページ）」、「相談機関リスト」の 4 つのセクションからなっている。その中でも、特に注目されるのは第二部であろう。そこでは、海外の依存症治療の成果をふまえ（川島 2012）、依存症的な考え方を助長するような関わりは避けつつも、従来からの「共依存」概念をもとにした「家族と薬物依存者を切り離す」やり方とは異なり、積極的に子どもに介入し、自律を促進させる関わり方が支持されている。

### 2.2.3 保護観察所等社会内処遇との連携

矯正教育プログラム（薬物非行）では、中核プログラム終了時、およびフォローアップ指導終了時に、少年自身が作成した「自己統制計画」を地方更生保護委員会および帰住予定先管轄の保護観

察所へ送付することになっている。「自己統制計画」とは、出院後に薬物を再使用しないための具体的対処法を記した計画表であり、個々人の再使用のサイクルを記したサイクル表と、リスク回避的なライフスタイルを記したスケジュール表から成っている。文字通りそれは、認知行動療法的スキルを活用しつつ出院後のライフスタイルを自己コントロールしていくための個人ごとの具体的計画であるといえよう。

また、自己統制計画送付の際に、少年院は、出院後の少年の指導に役立つ情報など保護観察所に必要な情報を提供したり（少年院から保護観察所への関わり）、出院後の社会資源の状況など少年の指導に必要な情報の提供を保護観察所に依頼することができる（保護観察所から少年院への関わり）。さらに、指導重点施設において処遇を受ける少年など、特に支援の必要性が高い少年については、少年鑑別所によるアセスメントを実施したうえで、出院 1 か月前ごろに、関係機関（少年鑑

表 2-3 アセスメントと評価 (川島 (2012) 表より作成)

目的	ツール	内容	実施タイミング		
			中核プログラム 実施前	中核プログラム 実施後	フォローアップ 指導時
対象者選定	ASI-J (自記式&面接)	嗜癖重症度の査定 (静的リスク)	○	×	×
	C-SRRS	刺激薬物再使用リス クの査定 (動的リスク・処遇 ニーズ)	○	○	○
処遇効果 測定	SOCRATES (共に自記式)	薬物依存に対する問 題意識と治療に対す る動機付けの査定 (動機付け)	○	○	○
	自己効力感スケール (自記式)	薬物使用欲求への対 処行動に係る自己効 力感の査定	○	○	○
	SCI for J.MARPP (面接)	半構造化面接による プログラムの指導内 容の習得度の査定	○	○	×

別所, 地方更生保護委員会, 保護観察所や, 必要に応じて他の関係機関) を少年院に招聘して, 出院後の地域での支援方策についての「ケースカンファレンス」を実施することになっている。なお, 保護者向けプログラムの状況(保護者との個別面談の内容等)についても, 保護観察所に情報提供するほか, 保護者に関する調整・働き掛けを依頼したり(少年院から保護観察所への関わり), 保護観察所による生活環境調整で得られた保護者への働きかけを行う際の参考となる情報の提供を依頼する(保護観察所から少年院への関わり)。

こうした連携のための諸策は, 施設内処遇である矯正教育プログラム(薬物非行)のみによって薬物処遇を終了させるのではなく, 出院後の少年の生活や社会内処遇へ向けた継続性を出来る限り持たせることを企図した措置ということもできよう。

## 2.2.4 アセスメントと評価

矯正教育プログラム(薬物非行)の対象となる少年の選定にあたっては, 「ASI-J」(静的リスク), 「C-SRRS」(動的リスク), 「SOCRATES」(動機づけ)の三つのアセスメント・ツールを活用するとともに, 指導重点施設での処遇への適合性等を総合的に勘案することとされている(川島2012)。また, 動的リスクと動機づけに加え, 自己効力感やプログラム習得度(「自己効力感スケール」や「SCI for J.MARPP」を用いて測定)については, プログラム終了後およびフォローアップ指導終了時にも測定を行い, それぞれの得点変化をみることで効果測定を行うこととしている。

## 2.2.5 指導重点施設と非指導重点施設 (一般施設)

矯正教育プログラム（薬物非行）では、2012年度より、全国4か所（東日本では水府学院と榛名女子学園、西日本では四国少年院と丸亀少女の家）の少年院が「指導重点施設」に指定され、プログラム対象少年を各地の少年院から指導重点施設に移送したうえで、3か月程度にわたる包括的プログラムを集中的に実施している。すなわち、矯正教育プログラム（薬物非行）においては、プログラムへの参加が決定した少年が非指導重点施設（一般施設）に送致されている場合、包括的プログラム開始時にあわせて指導重点施設に移送され、プログラム終了後に再び移送元施設に還送されたうえで出院までの日を過ごすことになる。

いうまでもなくこうした過程において指導重点施設が果たす役割は極めて大きいものとなるが、その他の一般施設が矯正教育プログラム（薬物非行）に関わらないというわけでは決してない。一般施設は、移送前においてプログラムへの動機付けや保護者に対する事前指導を行うほか、還送後の少年のフォローアップや保護者への出院前指導、ケースカンファレンスの実施など、さまざま役割を担うことになる（高橋ほか2012）。

このように矯正教育プログラム（薬物非行）では、ひとつのプログラムを通して二つの施設間での移送と還送が発生するという点で、指導重点施設と一般施設との連携が極めて重要なものとなる。この点は職員研修のあり方にも影響を与えている。つまり、矯正教育プログラム（薬物非行）に指導重点施設と一般施設の双方が関わるのだとすれば、指導重点施設の職員だけでなく、矯正教育プログラム（薬物非行）の実施にあたる全ての職員を育成することが重要な課題として浮上するのである。「本プログラム（筆者注：矯正教育プ

ログラム（薬物非行）の成否は、いかにその運営を担う職員を育成できるかに懸かっていると、いっても過言ではない」（川島2012：42）という理解のもと、「矯正教育プログラム（薬物非行）開発会議」においても職員研修方策について議論が行われた。そこでは、指導重点施設が職員研修においても中枢施設となることが期待され、指導重点施設相互の勉強会や専門家を招聘しての自庁研修などを活発に開催するほか、指導重点施設が一般施設職員への研修担当機能を発揮すべく、指導重点施設における拡大研究会などの開催が期待されている。実際、2012年度に関しては、指導重点施設及び当該施設を所管する矯正管区の教育担当職員、2013年度に関しては、全庁の教育担当職員を対象とした矯正教育プログラム（薬物非行）に関する3日間にわたる専門的な研修が東京の矯正研修所において実施されている。

川島（2012）は、本節でみてきた矯正教育プログラム（薬物非行）の特徴を、「他の矯正教育と関連した全人的な働き掛けの中に中核プログラムが組み込まれていること、保護者とともに支えていくこと、社会復帰のための支援と関連付けられていること」（川島2012：44）の三点にまとめている。次節では、指導重点施設のひとつであり、われわれが調査を実施したX女子少年院における矯正教育プログラム（薬物非行）をとりあげながら、プログラムの内容についてのより具体的な検討を行っていくことにしたい。

## 3 調査対象プログラムの概要

### 3.1 フィールドエントリーの経緯と調査概要、データについて

まず、X女子少年院の矯正教育プログラム（薬物非行）を対象とする調査をわれわれが行うこと

となった経緯を述べておこう。筆者らは、広田照幸東京大学大学院教授（当時）を代表とする「矯正施設における教育」研究会のメンバーとして、これまでに、女子刑務所における薬物依存離脱指導プログラム調査と、男子少年院における教育を包括的に捉える調査とを行い、いくつかの論考を發表してきた（南 2008; 2012; 2013, 平井 2009; 2010a; 2010b; 2010c; 2012; 2013）。

これらは、矯正施設のなかに外部の研究者が入り込んで、「塀の中」で起こっていることを直接観察したという意味では画期的な研究であった。貴重な知見が得られたと自負している。他方、プライバシー保護や現場の忙しさなどの理由から、当然のことながら調査できる範囲には大きな制約があった。上述の男女少年院における包括的調査のフォローアップ調査のひとつとして実施された今回の矯正教育プログラム（薬物非行）のフィールド調査においても、この問題をどう考えるかは重要なテーマとなった。

フィールドエントリーは法務省矯正局を通じて得られた。われわれの関心を満たすものとして、矯正教育プログラム（薬物非行）を試行しつつあった女子施設のひとつであるX女子少年院が選定された。これまでの「矯正施設における教育」研究会による調査と同様に、調査の進め方とデータの取り扱い等に関するガイドラインが締結され、施設との協定書も同様に取り交わされた。2013年3月に平井と南がX女子少年院を訪問して具体的な調査計画を説明した。その結果、2013年6月下旬から9月下旬にかけて実施されるプログラム（平成25年度前期第一回）について調査が実施できることになった。

### 3.1.1 調査概要

調査では、プログラムの全貌を捉えるとともに

に、プログラムを通じての少年の変化も記録したいと考えた。そのためにできるかぎりの頻度で継続的に調査する「継続少年」を設定することにした。調査協力の同意は、少年本人のみならず保護者からも得る必要があったが、当初のプログラム受講少年6人中、4人から同意が得られた。X女子少年院に送致された少年2人とY女子少年院からの移送少年2人である。このうち、X女子少年院の2人を継続少年として、継続的なインタビュー調査の対象とした。表3-1に調査対象の少年の少年院歴と主たる依存薬物、個別担任教官などを一覧とした。調査協力の同意が得られなかったり途中でプログラムをやめたりした2人の少年は、表3-1には含んでいない。

表 3-1 調査対象少年一覧

少年	少年院歴	主たる 依存薬物	移送	継続	個別担任 教官
A	初入	大麻	×	○	Q
B	2入	覚せい剤	×	○	P
D	初入	覚せい剤	○	×	T
E	初入	シンナー	○	×	U

継続少年調査は、少年本人へのインタビューとその個別担任教官へのインタビューとが柱である。プログラムの感想や薬物関連の状況に加えて、寮生活についても聞いた。継続少年の個別担任がプログラム担当を務めたこともあり、教官には、プログラム担当者としてプログラムでの少年の状態を含めて幅広く話してもらった。

継続調査とならなかった移送少年2人については、プログラム開始時、プログラムの中間にあたる時点、プログラム終了時の3回にインタビュー調査を実施した。その個別担任教官にも同じタイミングでインタビューを行うことにしたが、プログラム終了時のインタビューは職員の都合があわ

表 3-2 関係職員一覧

職員	担当	個別担任少年
P	プログラム担当	B
Q	プログラム担当	A
R	プログラムサブ担当	なし
S	プログラムサブ担当	なし
T	寮主任	D
U	寮主任	E
V	前年度プログラム担当	なし
首席	首席	なし

ず実施できなかった。

表 3-2 に、調査対象となった職員の一覧を示す。ただし、R 教官と S 教官は授業にサブとして参加するのみだったのでインタビュー調査は実施しなかった。

当初われわれはプログラムの 3 つの授業の直接観察を希望した。これに対して、授業効果の観点から懸念が示され、ビデオカメラでの記録が少年院側から提案された。ミーティングが月曜日、アサーションが火曜日に実施され、グループワークは毎週水曜日の午後に行われた。われわれは交代で、原則としてグループワークの直後（水曜日午後、あるいは木曜日か金曜日）に毎週施設を訪問し、継続少年調査を行うとともにデータを回収した。このやり方では、インタビュー直近の週の授業の様子については少年本人から聞きとるしかなかったが、その前週の授業については間接的ながらじっくりと観察することができた。授業場面での発言の変化について詳細な記録が得られることになった。

### 3.1.2 データについて

本研究のデータは、授業の録画とインタビュー録音、調査者作成のフィールドノートからなる。

表 3-3 は、ミーティングとアサーション、グループワークという 3 つの授業の実施週とインタ

表 3-3 平成 25 年度第一回の授業とインタビュー

週	ミーティング	アサーション	グループワーク	少年インタビュー	職員インタビュー
1 週	M 1	A 1	GW1	4 名	5 名
2 週	M 2	なし	GW2	2 名	1 名
3 週	M 3	A 2	GW3	2 名	2 名
4 週	なし	A 3	GW4	2 名	2 名
5 週	M 4	A 4	GW5	2 名	1 名
6 週	なし	A 5	GW6	2 名	1 名
7 週	M 5	A 6	GW7	2 名	2 名
8 週	M 6	A 7	GW8	2 名	3 名
9 週	M 7	A 8	GW9	4 名	1 名
10 週	なし	なし	GW10	なし	2 名
11 週	M 8	A 9	GW11	2 名	2 名
12 週	M 9	A 10	GW12	4 名	2 名

ビューとを一覧に示したものである。授業は、調査チーム提供のビデオカメラ（Canon HF-G10 と HF-G20）を使ってすべて録画された。2 台のビデオカメラを三脚に固定して授業の開始から終了までが記録された。表 3-3 にあるように、9 回のミーティング、10 回のアサーション、12 回のグループワークがすべて映像記録された。

インタビュー調査のために施設を訪問したさい、映像が記録された SD カードを交換し、記録済カードを持ち帰った。AVCHD フォーマットの映像ファイルを MP4 フォーマットに変換して分析に使用した。インタビューと同じく、文字起こし作業支援ソフトの Inqscribe を利用して文字起こしを進めながら分析を行った。一回の授業は 50 分から 1 時間 30 分までにわたった。

少年と職員（教官と首席専門官）とのインタビューはすべて IC レコーダで録音した。これを文字起こしして基本データとした。継続少年 2 人は 11 回ずつ、移送少年 2 人は 3 回ずつ実施した。一回のインタビューはだいたい 20 分前後のことが多かったが、事情によって 10 分ほどだったり 30 分近くになったりした。プログラム担当で継

表 3-4 週間標準日課表

	月	火	水	木	金
8:30-8:55	補習教育				
9:00-9:10	朝礼・ラジオ体操				
9:10-10:25	職業訓練	職業訓練	集会	情操教育 (教養講話)	職業訓練
			情操教育(音楽)		
10:30-11:45	ミーティング	体育(エアロビ)	職業訓練	補習教育 (珠算)	職業訓練
		職業訓練	クラブ活動 (余暇の善用)		
11:45-13:00	休憩・帰寮・昼食・休憩・自由時間				
13:00-13:50	体育 (なぎなた)	アサーションを 中心とした対人 トレーニング	グループワーク	個別面接指導	アンガー マネジメント
13:55-14:45	進路指導	アサーションを 中心とした対人 トレーニング	グループワーク	個別面接指導	アンガー マネジメント
14:55-15:45		補習教育	体育	体育	体育
	体育				
15:45-19:00	休憩・帰寮・入浴・掃除・身辺整理 夕食・洗濯・身辺整理・休憩・日記記入				
19:00-20:00	ワークブック				

続少年の個別担任でもあるP教官には5回、R教官には9回、移送少年の個別担任であるT教官とU教官には2回ずつインタビューを行った。また、前年度の試行プログラムの担当であったV教官にも1回インタビューを実施した。X女子少年院の教育部門のトップであり、われわれ調査チームとの窓口を務められた首席専門官からは、録音した10回を含めてさまざまな情報が口頭で提供された。

フィールドノーツは、インタビューと映像記録回収のために施設を訪問したときの記録である。われわれ2人が交代で行くことが多かったため、行かなかった者に状況を伝えることを目的とした。施設訪問後速やかに作成されて、他方に送信するという流れで進められた。

### 3.2 X女子少年院における矯正教育プログラム(薬物非行)の概要

プログラムは、ミーティングとアサーション(表3-4では、「アサーションを中心とした対人トレーニング」)、グループワーク、アンガーマネジメントの4つを大きな柱としている。表3-4は週間標準日課表である。このうち、アンガーマネジメントは、市販ワークブックを使用して個人が自学自習するものである。そのほかの3つは、教室に受講少年が一堂に会して行われ、「授業」と呼ばれていた。週間標準日課表では、月曜日の午前にミーティング、火曜日と水曜日の午後のアサーションとグループワーク、金曜日の午後アンガーマネジメントが配置されている。

本項では、最初に受講少年と担当教官について

簡単に説明したあと、アンガーマネジメントをのぞく3つの柱について述べていく。アンガーマネジメントはテキストの概要を述べるにとどめる。

先に挙げた表3-3は平成25年第一回での「授業」一覧を示している。グループワークは12回実施されたが、行事があったり休日にあつたりしてミーティングやアサーションが行われない週があった。なお、「GW1」などという表記は、X女子少年院で使われているわけではなく、われわれ調査チームが記録整理の目的でつけたものである。

### 3.2.1 受講少年と担当教官

プログラムを受講したのは、当初6人の少年だった。このうち1人が途中で脱落して、最後まで受講したのは5人だった。このうち3人は当初よりX女子少年院に送致された少年だったが、2人はY女子少年院からこのプログラムのために移送されてきた(表3-1参照)。

プログラムの担当教官は、P教官とQ教官のふたりで、R教官とS教官が「サブ」として記録係を務めたりすることが多かった(表3-2参照)。3つの授業のうち、アサーションは教官ひとりのみで行われることが多かった。教官が二人以上参加するのは保安上の理由もあるということだったが、ミーティングやグループワークの場合、教官がひとりだと少年の発言にうまく対応できない事態が起こりうる。そのときにもうひとりが別の視点から対応できるので二人以上配置するという説明があった。

P教官は受講少年1名、Q教官は2名の個別担任でもあった。移送少年の個別担任は、それぞれが在籍する寮の主任である。T教官とU教官が務めた。授業担当としてミーティングの司会進行やグループワークのファシリテータ、講義・説明

を行ったのは担当教官のどちらかであることが多かったが、何度かR教官やU教官が務めることもあった。これは、特別な事情によって職員配置に余裕がなくなったためであった。

P教官は、前年度に行われた試行プログラムの担当でもあった。それに先だち、薬物指導者向けの研修にも参加していた。女子施設としてX女子少年院と並んで薬物指導プログラムを実施しているZ女子少年院での研修にも参加している。Q教官は、第一回の期間中に3日間の薬物指導者向け研修に参加した。これは、P教官が前年参加したのと同じ内容のものである。X女子少年院の教官には若手が多く、P、Q、R、Sの4人の教官は経験10年未満の若い教官であった。

### 3.2.2 ミーティング

ミーティングは、月曜日の午前中に行われた。月曜日が休日(や振替休日)だったり夏季特別日課があったりして、合計で9回となった。参加教官は、司会進行する授業担当教官のほかに1人か2人ということが多かった。使用する教室の机とイスは小学校や中学校で使われている、一人用の机とイスである。これのイスだけ丸く置いて円形に座る。記録担当の教官のまえだけに机が置かれるという配置だった。

初回のミーティングのときに授業担当のQ教官が少年たちに説明したところによると、「ミーティングっていう授業は、こんなかんじで、丸くなって、テーマをあげて、発言をしてもらいます。みんなそれぞれ、思ったことを言ってもらって授業」である。

初回は初顔合わせということもあり、最初に呼吸法を実践して緊張をほぐした。次いで、自己紹介をしたが、このときに、「自分のいまの気持ちを色に喩えると何色か」と、「神様がひとつだけ



者を一覧に示した。トピックが教官側から示されることもあったし、少年の提案が採用されることもあった。なお、映像にとらえられていないために提案者を特定できなかつたりした場合もある。ミーティングでの話し合いは少年たちにとって楽しいものだったようで、もっと時間が欲しいという声ですぐに聞かれるようになった。

ミーティングが少年たちにとってそれほど手応えのあるものとなった理由として、トピック選択を含めて自由度が高いということが挙げられる。話す内容としても、こんなことは自分だけではないかと思っているようなこと（たとえば、親が薬物問題をかかえている、あるいは、自傷経験がある）のある少年が話すと、実は自分も同じ問題をかかえているとほかの少年が話し出す。そして、話したということから、あるいは同じような経験を持つひとがいると聞いて泣き出す、といったこ

とが何度か見られた。通常、少年院においては、非行内容を含めてそのような自己開示は厳しく統制されているが、プログラムの授業においてはその統制がゆるめられる。なかでも自由度がもっとも高いミーティングは、少年たちにとって安心して自己開示ができる場として人気が高いものとなっていた。

### 3.2.3 アサーション

アサーションは、テキストを元に「アサーティブに伝える」ことについて学び、ロールプレイを行ってその実践練習をするものだった。テキストはX女子少年院で独自に作成されているが、ほかの少年院で実施されている内容や市販の文献を参考にしている。その冒頭に、「アサーションとは」と題して、以下のように書かれている。

表 3-6 アサーションの単元とテキストの項目

単元	テーマ	テキストの項目
1	家族関係における対人関係	・アサーションとは ・自分が取りがちなコミュニケーションのパターンを知ろう
2	職場・学校での関係における対人関係	・アサーティブに伝えるとは ・自分を上手に表現するために①—コミュニケーションの基本—
3	交友関係における対人関係	・自分を上手に表現するために②—自分の気持ちに正直になる—
4	家族関係における対人関係	・相手をきちんと理解しよう
5	職場・学校での関係における対人関係	・自分を大切にする権利
6	交友関係における対人関係	・思い込みをなくす①
7	家族関係における対人関係	・思い込みをなくす②
8	職場・学校での関係における対人関係	・言いたいことを上手に伝えるために①—自分を伝える—
9	交友関係における対人関係	・言いたいことを上手に伝えるために②—相手とのやり取りを大切にする—
10	家族関係における対人関係	・言葉以外の表現方法
11	職場・学校での関係における対人関係	・違いを認める
12	交友関係における対人関係	・自分の感情を上手に表現する① ・自分の感情を上手に表現する②—怒りの感情— ・アサーティブに伝えるとは

「自分も相手も大切に自己表現」のことで、具体的に言うと、「自分の考え、欲求、気持ちなどを率直に、正直に、その場の状況にあった適切な方法で述べること」です。アサーティブな自己表現をすることで、自信が付き、人間関係も良好になっていきます。

アサーションの單元ごとのテーマとテキストの項目は表3-6のようになっている。テーマとしては、家族関係、職場・学校での関係、交友関係という3つにおける対人関係がローテーションで設定されている。テキストの最後に、ロールプレイ記録表が4ページにわたって掲載されている。各項目には1ページが当てられて、合計15ページとなっている。ロールプレイ記録表と合わせると19ページである。

アサーションでは、ミーティングと違って少年

の前にも机が置かれていた。記録係はなく、教官がひとりだけというのがほとんどであった。授業の流れは、最初にテキストを元にポイントを理解し、そのあとロールプレイを行うという流れだった。ロールプレイ場面は、大きなテーマである家族や職場・学校、交友という3つのなかから、教官が提示したり少年の提案を元に話し合いで決めたりしていた。以下の表3-7に、ロールプレイの場面設定と演じた少年を一覧に示す。

表3-7に見られるように、一回の授業でロールプレイをどれだけ行ったかについてはばらつきがあった。場面設定に時間をかけたり、同じペアで一度やってみてから反省点をあげて再度行ったり、あまり反省会に時間をかけずにどんどんペアを変えて進めたり、あるいは、ずっとミーティングのように話していて時間がなくなってロールプレイはできなかつたり、であった。

表3-7 アサーションにおけるロールプレイの場面設定と演者

回	担当教官	場面設定	本人役少年	相手役少年
A 1	R	帰宅が遅くなったこと（生活態度）	A	B
A 2	P	接客でのオーダーミス対応	他	D
		同上	他	A
A 3	P	友だちに薬物の使用を誘われる	E	AとB
A 4	U	なし	—	—
A 5	Q	店長から来週は週4日入って欲しいと言われて断る	B	E
		同上	他	B
		同上	A	他
		同上	D	A
		同上	E	D
A 6	U	新しい友人に、薬物経験者と知らずに誘われる	B	A
		同上	E	他
A 7	U	母親にぜひこれだけはとお願いする	B	E
		同上	他	D
		同上	E	A
		同上	D	B
A 8	Q	アルバイト就職の店長面接で少年院歴を伝える	A	他
		同上	他	B
A 9	P	悩みごとを友だちに相談する	A	E
		同上	他	B
A 10	Q	なし	—	—

初回のアサーションでは、アサーションとはなにかということが説明されたあとに、テキストの20項目からなるチェックリストに回答して、攻撃的 (AG)、非主張的 (NA)、アサーティブ (A) という「コミュニケーションの3つのパターン」のうち、自分がどのパターンを取ることが多いかを判定した。ノンアサーティブ (NA) がいちばん多い少年が2人、攻撃的 (AG) とノンアサーティブ (NA) とが同数でいちばん多い少年が1人、アサーティブとノンアサーティブ (NA) とが同数でいちばん多い少年が1人だった。

初回のロールプレイは、出院後に家族とのあいだで起こりうる危機場面のなかから場面設定をすると教官が提示し、少年からいろいろな候補場面が出された。けっきょく、帰宅が遅くなって母親に注意されるという場面になった。

#### 断片1 初回アサーション授業での最初のロールプレイ<sup>4)</sup>

本人：ただいまー

母親：あんた何時やと思ってるん？

本人：え、いまー、9時、ちゃうん？

母親：いや、きょう8時に帰ってくるってゆったやろ。

本人：え、でもー [仕事]

母親： [またそれー]

本人：《笑》仕事がおくれて

母親：《本人をさえぎって》いつも仕事仕事仕事ってゆってさー、なんやっけ。

本人：《笑》

母親：友だちとばかり遊んでるんやろ。そうやって遊んでばかりやからおんなしこと繰り返すんちゃうん？

本人：あたし友だちとそんな遊んでないねやけど。

母親：えだからなんできょう遅れたん、じゃあ？

本人：その、社長さんがちょっとなんか、よばれてー

母親：なんでよばれたん？

本人：なんか給料みたいなん。

母親：給料？

本人：給料の話でちょっとよばれてー。

母親：またうそばかりついてんねやろ、どうせ。また [やってるんじゃないん]

本人： [いやうそ《聞き取り不能》]

母親：薬物。

本人：なんもやってないです。

母親：やってるんじゃないんか？

本人：ぜったいやってない。

母親：もう信じられへんから。

本人：なんでそうー信じられへんの？

母親：自分がいままでおんなじことやってきたからやろ。

本人：え？ やってーなくない？

母親：おんなじこと繰り返すっていうのが自分でわかってんねやったら、門限ぐらいまもりーや。

本人：え、でもー仕事をしてるから、だって、わかるやんおや、おかんだって、仕事やから遅れるぐらい。

母親：仕事やからおくれるほんならなんで連絡ひとつもせえへんのよ。

本人：え、忙しいやん。

母親：忙しくて連絡一本ぐらいできるやろ。

本人：えでもー

母親：えでもーばかり、いつもそうやって。

本人：うーーん。

教官：はい、《拍手》

このロールプレイの文字起こしを断片1に示

す。母親役が迫真の演技である一方、本人役はちょっと笑ったりというところも見られた。それでも、がんばっているいろいろと母親の追求に反論したものの、最後まで母親を納得させることはできず、言葉に詰まったところで教官が打ち切った。

1回目の実演後、教官はやってみての感想を演じた2人の少年にたずねた。本人役少年は、母親役が自身の母親そっくりだったという感想を述べた。母親役少年は、自身の母親が「ヒステリーを起こす」のを模倣するように努めたということだった。やってないのにクスリをやったと言われて腹が立ったという自身の経験を踏まえたということでもあった。

見ていた少年からは、本人役少年の良かったところとして、反抗的になりつつも抑えていたところ、表情的にロールプレイになっていた、聞く努力をしていた、相手の目を見て聞いていた、などが挙げられた。

改善策としては、遅くなったことについては謝ること、そして、母親にも同じ経験があるからわかってもらえるだろうと具体的に述べるなどが挙げられ、これらを踏まえて、再度同じペアが演じた。演じた少年だけではなくて、見ていた少年も考えるところがあり、それを記録表につけて提出するという流れであった。

アサーションで特徴的だったのは、前回の振り返りを毎回やっていたのと、習ったことを少年院生活で生かそうとしたか、それはどうだったかを最初に話し合ったことだ。少年院生活の対人関係においても、アサーティブになれる、適切な自己主張ができるようになることがねらいとされていた。

全10回のアサーションの締めくくりとして、最終回の授業(A10)でQ教官は、これから、社会適応訓練、SSTをやっていくなかで、ア

サーションは役に立つといったことを述べていた。プログラムを終えて、学んだ知識やスキルを1級上生として出院準備期、そして、社会で役立てていくことが期待されているようだった。

### 3.2.4 グループワーク

グループワークは、第2節で述べたように、「矯正教育プログラム(薬物非行)」のうち中核プログラムに該当する。毎週水曜日の午後に行われたが、週のはじめに前週の振り返りから始まるミーティングや、火曜日午後のアサーションを経るという流れのクライマックスに置かれている。

J.MARPP (Juvenile Methamphetamine Relapse Prevention Program ; 「ジェイマープ」) のワークブックに基づいて進められる。これは、12回の授業を想定して作られたもので、本文84ページと付録からなっている。その目次は以下である。

表 3-8 J. MARPP の単元

第1回	薬物をやめることに挑戦してみましょう
第2回	依存と回復
第3回	引き金と欲求
第4回	あなたのまわりにある引き金について
第5回	あなたのなかにある引き金について
第6回	再発を防ぐために
第7回	再使用のいいわけ
第8回	薬物使用とアルコール
第9回	新しい生活のスケジュールを立ててみよう
第10回	「強くなるより賢くなれ1」
第11回	「強くなるより賢くなれ2」
第12回	回復のために—信頼と正直さ

中核プログラムの内容やその背景などについては、すでに第2節で論じた。ここでは、グループワークという授業の流れを描き出すことを目的として、初回のものについて具体的に紹介していく。

初回のグループワークの授業は、5人の受講少年と3人の教官のほかに、外部の専門家として臨床心理士のWが出席した。授業を担当したのはP教官だった。開始のあいさつのあと、Wに向けての自己紹介を少年たちが行った。プログラムにあたって知っておいてもらいたいことを述べるというものだった。

Wは、隣県の精神科病院に勤務する、アルコール依存症の治療経験が豊富な臨床心理士である。前回の試行プログラム時には12回すべてに出席したが、この回では、最初の3回のあとは1回おきの出席だった。そのうちの1回は、同病院の精神科医も出席して、少年たちの質問に答えていた。

そして、ワークブックの「もくじ」(ひらがなが使われている。このワークブックでは、すべての漢字にルビがふられている)を見ながら、全部で12回行われるとP教官は説明した。ついで、3ページから少年を指名して読ませながら、グループワークとはどんなものであるかや、そのルールを説明した。

このような準備をしておいて、いよいよ4ページの「1 薬物の良い点、悪い点」というところにはいった。ここでは、①薬物を使った場合、と②薬物をやめた場合、それぞれ良い点と悪い点とを書く欄があり、P教官はこれらに直接記入するように少年たちに指示をした。その後、その回答

表 3-9 薬物を使った場合の良い点とやめて良い点 (ある少年の回答)

使って良い点	やめて良い点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・物事に集中できる。</li> <li>・だるくても、目が冴える。</li> <li>・セックスが気持ちよくなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物事の判断ができるようになる。</li> <li>・感情が元に戻る。</li> </ul>

をひとりひとりに発表させて、コメントしあうということが行われた。表 3-9 は、少年のうちのひとりの回答である。このように、少年たちに、自身の薬物使用に関連する事柄を書かせてそれを発表し、話し合うというのがグループワークの中心的な活動である。記入は授業中に行う場合も、宿題として寮での夜の学習時間などに行う場合もあった。

つぎに、ワークブック 8 ページの「2 薬物をやめたい気持ちとやめる自信」のところで、それぞれを 100 パーセント中いくらかを自己評定して、その理由とともに発表した。表 3-10 は、発表順にそれを一覧表としたものである。やめたい気持ちは 10 パーセントから 80 パーセントまで大きく分かれたが、やめる自信は 5 パーセントから 30 パーセントとそれほど大きな開きはなかった。

表 3-10 第 1 回グループワークでのやめたい気持ちとやめる自信 (%)

	やめたい気持ち	やめる自信
E 少年	80	30
D 少年	40	30
A 少年	55	25
B 少年	10	5

ミーティングやアサーションは 12 回行われることはなかったが、グループワークは 12 回実施された。グループワークではないが、ダルクスタッフの女性を招いての講話がプログラム期間中に 1 回行われた。月曜日に実施されたので、ミーティングが 1 回少なくなったのはこのためである。

### 3.2.5 アンガーマネジメント

これは、小学館から出されている『ワークブック こころのトレーニング』(堀越勝監修)を少

年が自学自習で進めるものである。このワークブックは全部で56ページのもので、以下の構成となっている。

オリエンテーション

怒りってなんだろう？

怒れないのは、なぜ？

問題の解決法を知る

自分が気づいていない問題って？

冒頭には、「このワークブックの使い方」として以下のように書かれている。

このワークブックは、1~4の4つの章とホームワークでできています。

1つの章は約2週間かけて仕上げます。

ワークを始める前にまえがきを読んで、数字に○をつけてください。

また、それぞれの章は、ケース、ワーク2つ、まとめからできています。

ケース……その章のポイントを説明しています。

ワーク1…理解を深めるために、考えて書いてみましょう。

ワーク2…自分のことにあてはめて考えてみましょう。

まとめ……その章で理解したことを自分で書いて確認しましょう。

ひとつずつ、ゆっくり進めてください。えん筆を使ったほうが書き直しができて良いでしょう。最初は書けなくても、あとで気がついて書けることもあるでしょう。早く仕上げる必要はありません。くり返し、時間をかけて考えるこ

とが大切です。

アンガーマネジメントは、このワークブックに少年自身が記入していくかたちで進化した。

#### 4 矯正教育プログラム（薬物非行）の質的分析に向けた論点

第2節と第3節で述べてきたように、矯正教育プログラム（薬物非行）は単体の連続講座型プログラムというよりむしろ、他の少年院処遇や社会内の諸環境と連動しながらかなり広範囲にわたって対象少年に対する集中的な働きかけを行う処遇であるということが出来る。本論文末尾の29ページとして、矯正教育プログラム（薬物非行）の全体像を模式的にまとめた図を提示しよう（図4-1）。

それと同時に、筆者らの調査においては、図4-1に示された矯正教育プログラム（薬物非行）に関連する全ての場面が観察され、データとして収集されたというわけでは全くない、という点にも注意が必要である。第3節で論じたように、筆者らが現在までに調査対象とした領域は矯正教育プログラム（薬物非行）全体の中でもごく一部に留まっており、例えば保護者プログラムや動機づけ・フォローアップといった事前・事後の諸介入は対象となっていない。

本節では、これまでの調査からみえてきた分析課題——今後のデータ分析に向けての論点——についての検討を行うが、上で述べたことを踏まえ、以下の三点に分けて議論を進める。第一に、筆者らが現在までに収集したデータ範囲に限定して、今後分析のポイントとなりうる点についてまとめる。第二に、筆者らがこれまでに収集したデータのみでは分析が困難であるが、第一の点と並んで重要だと思われる分析上のポイントについ

て考察する。そして第三に、筆者らが依拠する質的分析（質的データに対する意味解釈的な分析）の分析課題からは外れるが、矯正教育プログラム（薬物非行）を理解するうえで重要と思われる論点について要約的に論ずる。第一の点は今後の分析に向けた優先課題と問題関心を示すものとなるのに対して、第二の点と第三の点は必ずしもそうではない。まず、第二の点は、分析のポイントを論ずる箇所でありながら同時に、今後の調査において追加的に収集すべきデータの所在やその重要性——すなわちこれまでの調査の限界や今後の調査に向けた課題——を論ずる箇所ともなるはずである。そして、第三の点は、筆者らの調査がどのような分析を行うつもりがないかという点、すなわち筆者らの調査と分析の射程を限定し、明確化するものとなるはずである。

#### 4.1 包括的プログラムとその周辺からみえてくるもの

第3節で詳述した筆者らの調査は、大きく分けて「少年」、「職員」、「プログラム」の三者をそれぞれ対象としたものであったといえる。少年に対しては、特定の少年に対するパネルインタビュー（同一少年に対する複数回の継続的インタビュー）を実施しつつ、その少年の個別担任の職員や、その他プログラムにかかわる職員に対する聞きとりを随時実施した。また、プログラムに関しては、中核プログラム（グループワーク）と選択的プログラム（ミーティング、アサーション）に対するビデオ録画を行い、アンガーマネジメントに関しては使用テキストを資料として収集した。いうまでもなくここですべてについて言及することはできないが、上記三者の区別を手がかりとして、調査データからみえてくる分析上の論点を列挙しておく。

##### 4.1.1 少年の意味世界

〈少年の意味づけの変容〉

包括的プログラムは、3か月にわたる長期間のプログラムであり、その間少年はかなりインテンシブな介入を受ける。中核プログラムと選択的プログラムあわせて週に10時間近くの薬物問題に係る処遇をほぼ休みなく受講し続けるのである。筆者らの調査からみえてくるのは、その間少年がプログラムからさまざまな知識を受けとるだけでなく、それを踏まえた種々の学習（宿題として課されるワークブック記入、感想文の作成、予習・復習など）や、プログラムについて語る機会（プログラム場面それ自体、職員による面接、家族との面会、筆者らによるインタビューなど）を経験するということである。そうした経験を通して、少年が自らの薬物使用や薬物依存に対する意味づけ、そして少年院における自らの生活課題に対する意味づけ、出院後の将来展望に対する意味づけ等をどのようなプロセス／メカニズムにおいて変容させていくのかは分析上の重要な論点となりうるだろう。

〈少年の被処遇経験とその多様性〉

ただし、留意しなければならないのは、こうした少年の意味世界（の変容過程）が、個々の少年ごとに多様であるということである。それは、単純に少年個々のパーソナリティや本件非行等の属性が異なる、ということのみに由来するわけではない（もちろん、そうしたことが重要であることは言うまでもない）。第一に、筆者らが調査を実施したX女子少年院の矯正教育プログラム（薬物非行）では、プログラム対象少年の中にもともとX女子少年院に送致された少年（非移送少年）と、他施設からプログラム受講のために移送され、プログラム終了後に再び還送される少年（移

送少年)が混在していた。第二に、調査対象の少年の中には、初入の少年と再入の少年がそれぞれ含まれていた。調査データが示唆するのは、こうした少年個々の被処遇経験が、彼女らのプログラムへの意味づけに影響を与えているのではないかと、いう点である。たとえば、移送少年や再入少年は、自分が以前在籍した少年院との比較において、プログラムやX女子少年院での生活を意味づける傾向がみられる。筆者らの調査は、非移送少年2名と移送少年2名を対象として、それぞれの少年に対して複数回のインタビューを実施しており、調査対象少年の中には初入、再入双方の少年が含まれる。被処遇経験の差異と少年の意味世界の多様性がどのようなメカニズムのもとで連関しているのかを精査することが必要であろう。

#### 〈薬物以外の経験と少年の意味世界の関係〉

さらに、調査データからは、少年の過去・現在における薬物使用以外の諸経験(非行歴、家族問題、セクシュアリティ、虐待、貧困、仲間関係)といったものがプログラムに対する意味づけに大きな影響や多様性を刻印していることが示唆される。現在も家族関係に起因する悩みを抱えるがゆえにプログラムへの取り組みに積極的になれない少年や、プログラムの場において過去の人間関係の生きづらさを吐露することで薬物に対する認識を改めていく少年など、少年の意味世界はプログラムや少年院内部を超えて、さまざまな個人的経験(に対する意味づけ)との相互作用の中で構成され、変容していく。分析に際しては、本調査の調査設計と後述する質的分析の利点を活かし、そうした少年の意味世界の多様な構成メカニズムを明らかにすることが求められる。

#### 4.1.2 職員の意味世界

〈職員の(指導者や個別担任としての)意味づけの変容〉

筆者らの調査においては、非移送少年の個別担任である職員2名に対しても、複数回のインタビューを実施している。両者は法務教官としてのキャリア年数はほぼ同じであるが、そのうちの一名は、調査対象となった矯正教育プログラム(薬物非行)のひとつ前の回の同プログラム(2012年度に実施)の指導も担当しており、その意味でプログラム指導者としての経験にはある程度の差があるといえる。また、2名のうち1名は第2節で論じた矯正教育プログラム(薬物非行)に関する専門的な研修を受講した経験があった(もう1名の職員も今回のプログラム実施中に受講している)。職員のプログラム内部/外部における経験が、指導者としての「成長」や意味づけの変容とどのように関係するのかについては、詳細な経験的分析が必要となろう。

また、少年と同様に、職員にとっても、3か月の長期に渡る矯正教育プログラム(薬物非行)を経る中で、さまざまな少年とのかかわりの中でプログラムや担当少年に対する意味づけを変化させていくと思われる。こうした点をインタビューデータやプログラムのビデオ観察データから分析することも重要である。

#### 〈職員の処遇経験とその多様性〉

上で個別担任職員2名のキャリア年数がほぼ同じであることを述べたが、そのことは両者のキャリアの内容が同様であることを意味しない。また、調査データからは、その他の年長の職員や直接的に矯正教育プログラム(薬物非行)を担当していない職員と相対的に若手の個別担任職員では、プログラムに対する意味づけが異なっている

可能性が示唆されている。たとえば、矯正処遇技法としては比較的新しい技法である認知行動療法にすでに大学のうちから親しんできた若手職員と、必ずしもそうではない年長職員とでは、プログラムに対する理解や親近度に相違がみられる。新たな処遇としての矯正教育プログラム（薬物非行）において、その運営を担う職員の育成が急務とされており（川島 2012）、その意味からも職員の意味世界の多様性とそのメカニズムを探ることが肝要となろう。

#### 〈外部専門家の役割と経験〉

X 女子少年院の矯正教育プログラム（薬物非行）には、中核プログラムであるグループワークに心理療法のスキルを有する外部専門家が参加している（ただし、回によって外部専門家は参加せず、職員のみで指導を行うこともあった）。こうした外部専門家の存在や機能がいかなるものとして職員や少年に理解されているのか、少年によるプログラムの意味づけや、職員の指導者としての意味づけにとって、外部専門家の言動がどのような影響を持つ／持たないかについては、分析上のひとつの論点となる。

#### 4.1.3 処遇の相互連関

第2節でも述べたように、矯正教育プログラム（薬物非行）の特徴のひとつは、それがこれまでの矯正に多くみられた連続講座型の単一プログラムではなく、複数のプログラムが意図的、体系的に組み合わせられた複合的なプログラムである、という点である。少年は、少年院での一週間の生活サイクルの中に組みこまれた複数の異なるプログラムを3か月間受講するほか、その前後にアセスメント、動機づけ、フォローアップといった諸介入を受ける。また、保護者向けプログラムや保

護観察所等出院後の社会資源との連携が重視されている点など、施設内での少年への働きかけにとどまらない広がりを持っているといえる。しかしながら、こうした広がりを持った矯正教育プログラム（薬物非行）の諸要素が、全体としてどのように有機的に相互連関しながらひとつ（もしくは複数）の教育機能を担っているのかについては不明な点が多い。以下では試みに、そうした処遇の相互連関のあり方に関する分析上の論点を五点に分けて提示する。

#### 〈中核プログラムと選択的プログラム〉

矯正教育プログラム（薬物非行）においては、第2節で論じたように、認知行動療法に依拠したグループワークを中核プログラムとして、そこに各施設の事情に応じて選定された選択的プログラムを組み合わせて、包括的プログラムとして実施するとされている。X 女子少年院では「アサーション」、「ミーティング」、「アンガーマネジメント」、「進路指導と職業補導」が選択的プログラムとして選定されている。包括的プログラムは、プログラム対象少年と指導職員（さらには場合によっては外部専門家）のみで行われるが、個々のプログラムは必ずしも性格を同じくしているものばかりではない。たとえば、グループワークやアンガーマネジメントは職員による知識伝達や少年の学習に力点が置かれているのに対して、ミーティングはいわゆる「言いつばなし、聞きつばなし」の形式に近く、少年の自由な発話が多くみられる。異なるプログラムがどのような相互連関のもとで「包括的」な教育機能を担っているのか（もしくは担うと期待されているのか）について検討する必要がある。

#### 〈包括的プログラムとその他の少年院処遇〉

包括的プログラムが矯正教育プログラム（薬物非行）の主柱となるプログラムであることに間違いはないが、調査データから見えてきたいくつかの事実は、包括的プログラムのみを観察することで矯正教育プログラム（薬物非行）を理解しようとすることの危険性を示唆しているように思われる。第2節でも述べたように、各施設が選定する選択的プログラムは、当該施設において従来より実践されてきた処遇と強い連続性を有している。また、対象少年は包括的プログラムと並行して、その他の少年院処遇（生活の中に埋め込まれたさまざまな個別・集団処遇）を受けることになる。たとえば、包括的プログラムで学んだことを寮生活において実践してみることが、少年にとってプログラムの理解を深める助けとなったり、運動会等の行事や寮での役割活動などがプログラムの中で話題にのぼったりする、といったことは日常茶飯事である。また、ある職員は比較的「受容的」である包括的プログラムと、比較的「厳格」である寮生活の中で、バランスをとりながら生活することも少年にとって重要なことであると述べていた。要するに、「包括的プログラムそれ自体の教育機能」のようなものを抽出しようとしてもうまくいかないのではないか、ということだろう。むしろ問うべきは、少年院処遇全体の中に包括的プログラムがどのように位置づきながら相互連関的に矯正教育プログラム（薬物非行）を構成しているのか、という論点かもしれない。

#### 〈包括的プログラムと保護者向けプログラム〉

上と同様のことは保護者向けプログラムに関してもいえるだろう。矯正教育プログラム（薬物非行）の大きな特徴のひとつは、少年向けのプログラムに加えて保護者向けのプログラムが用意されていることである。次項でも述べるが、筆者らの

調査においては現段階ではまだ保護者向けプログラムに関する十分なデータが得られていない。また、第2節でもみたように、保護者向けプログラムに関しては、少年向けプログラムと比較して内容に関する体系化がなされておらず、実施事項も施設に任されている部分が多いといえる。今後は、保護者向けプログラムの実態と包括的プログラムの関係性についても調査研究が必要であろう。

#### 〈指導重点施設と一般施設〉

これまで述べてきた三点の処遇上の相互連関は、いずれもひとつの施設内（指導重点施設）の内部での処遇の相互連関についての論点であった。しかし、前述のように矯正教育プログラム（薬物非行）の実施にあたっては、プログラム受講のための他施設からの移送と還送の対象となる少年が発生する。その場合、少年はいったん一般施設に送致されたうえでプログラムに対する説明と動機づけを受け、指導重点施設に移送されて矯正教育プログラム（薬物非行）を一定期間受講したあと、ふたたび元の施設に還送されてフォローアップ指導を受け、出院するということになる。包括的プログラムがその他の処遇との相互連関のもとに機能するのであれば、一般施設における動機づけやフォローアップに関しても、当然その施設における処遇全般の中に埋め込まれて行われる、と理解されるべきであろう。移送少年は、施設風土や担当職員が異なる処遇環境を「一般施設→指導重点施設→一般施設」というプロセスで移動していく。そこでの処遇は、どのような連続性／非連続性のもとで理解されるべきものだろうか。

#### 〈少年院処遇と社会内処遇〉

最後に、少年院処遇と社会内処遇との相互連関

の重要性についても指摘しておきたい。矯正教育プログラム（薬物非行）は、仮退院後の社会内処遇や少年の社会内での生活においても継続的な効果を持ちうるように、包括的プログラム終了後も、フォローアップ指導、「自己統制計画」の作成と改訂など、社会内処遇との連携を重視したさまざまな処遇を組み込んでいる。そうした処遇に関するデータを収集し、「社会内処遇の連携」というときの具体的内容について経験的に明らかにすることが求められる。

## 4.2 現段階における調査の限界と課題

前項でとりあげた論点は、（全てではないが）原則としてこれまでの筆者らの調査によって収集されたデータに依拠しながら、それを活かした分析の方途を探るためのものであったといえる。しかしながら重ねて、筆者らの調査は図4-1に示されたような矯正教育プログラム（薬物非行）の全容をカバーするものではない。それゆえ、前項で論じた論点以外にプログラムを理解するうえで重要となる論点を考察することは、必然的にこれまでの調査の限界と追加調査に向けての課題の考察と同義のものとなる。

### 4.2.1 家族とプログラム

〈少年と家族との関係〉

先述したように、矯正教育プログラム（薬物非行）には少年向けプログラムだけでなく保護者向けプログラムが含まれている。「薬物依存からの回復のためには、依存者の家族への働き掛けも、本人への働き掛けと同等に重要であり、少年院における保護者への措置の中でも、薬物非行の少年の保護者に対しては、その点を特に重視して実施する必要性が高い」（川島 2012：38）との指摘からも分かるように、そこには保護者への働き掛け

が少年自身の「回復」にとって重要であるとの認識が存在している。先述のように、筆者らの調査では保護者向けプログラムに関するデータが十分に収集されているとは言い難いが、実のところ上記の点は筆者らがすでに収集した少年に対するインタビュー調査のデータからもうかがい知ることができる。調査対象となった少年の一人は家族との面会や通信を非常に重要視しており、家族との関係を肯定的に意味づけることができる場合は、自らの薬物からの離脱に関しても意欲的に語ることができたが、家族との関係に問題を抱えるときは、プログラムへの取り組みも後ろ向きものとなっていた。少年の多くは家族との関係に何らかの問題を抱えているが、家族がもつ薬物観や少年観は、少年自身の薬物観や自己イメージ、ひいてはプログラムの受容度などに影響を及ぼしている可能性がある。こうした家族と少年との関係を把握するためには、これまでの少年向けプログラムを中心とした調査に加え、保護者向けプログラムにまで調査の射程を広げていく必要がある。

〈家族の（薬物や少年への）意味づけの変容〉

いうまでもなく、家族と少年の関係性を把握すると同時に、保護者が保護者向けプログラムや少年とのかかわりを通して構成していく意味世界のあり方を検討していく作業も重要である。家族が（薬物や少年への）意味づけを保護者向けプログラムの受講等を通して変容させていくとすれば、それを明らかにすることは上で指摘した少年と家族との関係を明らかにするための前提作業となる。保護者向けプログラムを受講する少年の家族に対する聞き取りや、保護者講習会に関する調査等が課題となろう。

#### 4.2.2 社会と少年

〈出院後の少年の社会生活とプログラム〉

筆者らの調査は施設内処遇としての矯正教育プログラム（薬物非行）を対象としたものであり、出院後の少年の社会生活を直接の対象とはしていない。しかし、そうした調査の限界は分析課題の重要性とはさしあたって無関係である。先述したように、施設内においても少年の意味世界は少年自身の生活史（生育環境、非行歴、セクシュアリティ、家族関係）や施設外部の社会環境（家族、仲間関係、学校・職業世界、その他の社会資源など）との密接な関係性のもとで構成される。だとすれば、保護観察期間中やそれ以降の社会生活においても、少年の意味世界を社会生活との関連の中で把握していくことは重要な課題となろう。特に、出院後の少年の意味世界（の維持・変容過程）において、矯正教育プログラム（薬物非行）に対する意味づけがどのように維持・変容していくのかについては、長期間にわたる少年個人に対する追跡調査を実施したうえで、検討に付される必要がある。いうまでもなく、矯正処遇は出院後の社会においてその効果を発揮することが期待されている。筆者らの調査においてはそうした点にまで射程を広げることを想定していないが、今後、別途の調査・分析課題として追求されるべきであると考えていることを確認しておきたい。

#### 4.3 調査分析の射程と問題関心の明確化

これまで論じてきた分析上の論点は、あくまで筆者らの調査関心から導かれたものであり、矯正教育プログラム（薬物非行）に対して考えられるさまざまな分析の方途のうち、ごく一部を包含するものに過ぎない。最後に、本論文で提示した以外の論点の存在可能性を要約的に指摘したうえで、筆者らの問題関心をそれらとは異なるものと

して明確化しておく。

第一に、矯正教育プログラム（薬物非行）の「評価」にかかわる論点が存在する。プログラムの評価を測定する際には、どういった変数を「アウトカム」として設定するかが重要となるが、仮に5年以内の再使用の有無をアウトカム変数として設定するとすれば、プログラム受講群（実験群）とプログラム非受講群（統制群）の二種類の集団について、プログラム受講経験以外の変数を統制したうえで5年間追跡するような調査設計が一般的である。そこでは、出院後の少年の社会生活を長期間にわたって調査対象としたうえで、実験群と統制群の間に有意な差がみられるかどうかについての統計的な解析が必要となる。

第二に、矯正教育プログラム（薬物非行）を受講した少年の変容や経験の中に平均的に見出される「(変容の)原因」にかかわる論点が存在する。受講少年に何らかのかたちで共通する変容原因を特定するためには、十分なサイズの受講少年を偏りのないサンプルとして抽出したうえで、「変容の有無」と「変容原因と目される諸変数」とのあいだの独立の関連性を探索したうえで、その関連性が矯正教育プログラム（薬物非行）を受講したすべての少年にあてはまる関連性かどうかを統計的に推測する必要がある。

以上二つの論点は、矯正教育プログラム（薬物非行）を理解するうえで重要であると思われるが、筆者らの問題関心とは異なっている。これまでの議論から示唆されるように、筆者らは矯正教育プログラム（薬物非行）を質的かつ意味解的に分析することをめざしている。筆者らはプログラムの諸特徴や少年の変容に興味をもっているが、それを「評価」することや変容「要因」を一般化して示すことに関心があるわけではない。出院後の少年の社会生活を分析課題とすることは重

要だと理解しているが、同様に施設内処遇プログラムとしての矯正教育プログラム（薬物非行）内部での少年の意味世界の解明を重要な課題であると認識している。少年の変容を例にとれば、個々の少年のプログラム経験やその過程に寄り添うことで、各少年で異なる多様な意味世界（意味づけ）にどのような変化がみられるか、そして、変化がみられるとすればそれはいかにしてか（少年の意味付与プロセスとそのメカニズム）に関心を寄せているのである。

## 5 おわりに

本論において、「矯正教育プログラム（薬物非行）」が導入された背景を紹介し、X女子少年院におけるその実施全体像の概要を報告したうえで、今後着手されていく質的分析のポイントを予示的に整理した。

とくに、われわれが着目したいと考えているのは、当事者の意味づけである。「同じ」授業を受けたとしても、その個人史や考え方を反映して少年の受けとめ方は変わってくる。今回のプログラムにおいても、以前にも覚せい剤の問題で少年院に入院したことがある再入少年は、ほかの少年に比べてプログラムに取り組む姿勢は当初から格段に積極的なものであった。

プログラムのターゲットである少年の変容（意味づけも含めて）が、大きな関心であることはいうまでもないが、職員の意味づけもまた、興味深い分析対象である。とくに、認知行動療法という伝統的な少年院教育の思想とはやや「異質」な考えを柱とするようにも思われるプログラムが、職員によってどのように受けとめられていくのか。プログラムが実施されてまもない時期に行われた本調査は、この点についての貴重な資料を（ささやかながら）提供するものであると考えている。

指導者の専門性についても、この時期に行われた調査であるからこそ見えてくるものがあると期待している。

また、本論では言及しなかったが、プログラム終了後の追跡調査が可能となり、現在少年と個別担任職員を対象としたインタビュー調査を実施中である。プログラム終了後、毎日薬物のことを考えていた生活から解放されて、しばらく戸惑ったことなど、包括的プログラムとその他の少年院処遇との関係に迫る資料も収集されている。これから分析を進めて、プログラムに関する多面的な理解が蓄積されることが期待される。

---

\* 本論文は、科学研究費補助金基盤研究（B）24330239「少年院における更生的風土の形成と展開に関する教育学的研究」（代表：伊藤茂樹駒澤大学教授）の研究成果の一部である。調査にあたっては、法務省矯正局ならびに、X女子少年院の方々の多大なる協力と支援を受けた。記して感謝したい。

なお、本論文は第1、2、4節を平井、第3、5節を南がそれぞれ分担して執筆した。

## 〈註〉

- 1) 少年院法案および少年鑑別所法案、少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の関連三法案は、第180回通常国会に内閣提出法案として提出されたが、審議未了となった。
- 2) ただし、中核プログラムでは12回のグループワークに加えて、対象少年が出院準備期になった時点でフォローアップ指導を実施することになっている。
- 3) ASI-Jが依存症重症度を評価する構造化面接であ

る嗜癮重症度指標日本語版 (Addiction Severity Index-Japanese: ASI-J) であるのに対して, 大谷 (2011) によれば, C-SRRS は薬物再使用リスクを評価する刺激薬物再使用リスク評価尺度 (Stimulant Relapse Risk Scale: SRRS) を矯正施設に入所する薬物事犯者に適用するために項目表現を追加したもの (Correctional-Stimulant Relapse Risk Scale: C-SRRS) であるとされる。

- 4) 断片中の [ ] (角括弧) は, 音声为重なり始めている時点と重なりの終了時点とを示す。

## 〔文献〕

- 平井秀幸. 2009. 「犯罪」と「病気」の二重化：刑事施設における「特別改善指導（薬物依存離脱指導）」を対象にした処遇上の諸カテゴリに対する指導者の意味付与とメカニズムをめぐるミクロ社会学的分析. 『教育学雑誌』44：61-84.
- 平井秀幸. 2010a. 認知行動療法は「社会的なもの」を無視しているのか？：刑事施設における「特別改善指導（薬物依存離脱指導）」のミクロ社会学的分析. 『教育学雑誌』45：83-106.
- 平井秀幸. 2010b. 「犯罪者／病人」役割への“収斂”？：受講者の視点に注目した、刑事施設における「特別改善指導（薬物依存離脱指導）」のミクロ社会学的分析(1). 『研究紀要』79：1-28.
- 平井秀幸. 2010c. 「解放性」ゆえの“収斂”，“収斂”ゆえの「困難性」. 『研究紀要』80：57-86.
- 平井秀幸. 2012. 〈交渉〉の留保：施設内成人薬物処遇実践における認知行動療法の導入. 『四天王寺大学紀要』54：49-80.
- 平井秀幸. 2013. 施設内成人薬物処遇における認知行動療法の上昇：近年の展開をめぐる比較歴史社会学的分析. 『四天王寺大学紀要』55：1-36.
- 法務総合研究所. 2011. 『平成23年版 犯罪白書』法務総合研究所.
- 伊藤茂樹；仲野由佳理；平井秀幸. 2012. 少年矯正の教育テクノロジー：SST (Social Skills Training) の導入過程からみる矯正「合理性」. 『駒澤大学教育学研究論集』28：89-132.
- 伊藤雅美. 2013. 少年施設における薬物再乱用防止プログラム. 『精神科治療薬』28 (増刊号)：277-280.
- 川島敦子. 2012. 薬物非行に焦点を当てた矯正教育の今後：矯正教育プログラム（薬物非行）開発会議の提案から. 『刑政』123(6)：33-44.
- 南 保輔. 2008. 教育効果特定の手がかりを求めて：薬物依存離脱指導の観察と受講者インタビューから. 『成城文藝』203：138-103.
- 南 保輔. 2012. 成績評価における相互作用：「変わった」確認ワークの分析から. 広田照幸；古賀正義；伊藤茂樹編『現代日本の少年院教育：質的調査を通して』名古屋大学出版会. 320-342.
- 南 保輔. 2013. 「かるくゆつてもらっちゃこまるよ」：更生の主体づくりをめざす成績評価. 広田照幸；後藤弘子編『少年院教育はどのように行われているか：調査からみえてくるもの』矯正協会. 137-162.
- 大島靖浩；伊藤真名世. 2012. 少年院における薬物指導の在り方：認知行動療法をベースとしたプログラムの導入と課題. 『矯正教育研究』57：34-41.
- 大谷保和. 2011. 『薬物依存症における再発リスクの評価および介入にかかわる心理学的研究』科学研究費補助金研究成果報告書.
- 少年矯正を考える有識者会議. 2010. 『少年矯正を考える有識者会議提言』少年矯正を考える有識者会議.
- 高橋美保ほか. 2012. 愛光女子学園における保護者に対する矯正教育プログラム（薬物非行）（試行）の取組状況. 『日本矯正教育学会大会発表論文集』48：186-188.

Towards a Qualitative Assessment of "The Correctional Education Program on Drug-Related Delinquency":  
Program Background and Initial Report on Implementation at One Juvenile Training School

Hideyuki HIRAI (International Buddhist University)  
hide\_h\_hdyk@hotmail.com

Yasusuke MINAMI (Seijo University)  
yminami@seijo.ac.jp

### ABSTRACT

"The Correctional Education Program on Drug-Related Delinquency" was introduced in 2012. This paper describes the background of this program and reports on a field study of the program implementation at X Juvenile Training School. Participating girls and correctional officers were interviewed and the program lessons were videotaped. Videotaping was conducted of both of the core program, including group work sessions, and of selective sessions such as meetings and assertion sessions.

The possible, promising steps necessary for a future qualitative analysis of these data are presented. It is expected that findings will be obtained regarding how the participating girls and the correctional officers understand and interpret the program, including temporal trends and variability. The aspects of the program that were not studied empirically during this research project, such as the program for the guardians, are also mentioned. Finally, it is pointed out that a macro, quantitative, controlled experimental study is needed in order to thoroughly evaluate the effects of intervention.

**KEY WORDS:** "the correctional education program on drug-related delinquency",  
drug dependence, treatment at juvenile training schools, group work,  
meeting, assertion program

図 4-1 矯正教育プログラム（薬物非行）の全体像

